

概要版

大阪市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画（案）
2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

2024（令和6）年3月

大 阪 市

目次

1	計画策定について.....	1
	■計画策定の背景と趣旨.....	1
	■計画の期間.....	1
	■計画の位置づけ.....	1
2	大阪市の高齢者を取り巻く状況.....	2
	■人口の推移と推計.....	2
	■今後の高齢者人口および高齢化の推移.....	2
	■65歳以上世帯員のいる世帯の状況.....	3
	■要介護認定者の推移と推計.....	4
	■認知症高齢者等の推移.....	4
3	高齢者実態調査等.....	5
4	計画の基本的な考え方.....	7
	■基本的な考え方.....	7
	■基本方針.....	8
	■施策の体系.....	9
5	高齢者施策の展開.....	10
	■地域包括ケアシステムの推進体制の充実.....	10
	■認知症施策の推進.....	14
	■介護予防・健康づくりの充実・推進.....	18
	■地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実.....	21
	■高齢者の多様な住まい方の支援.....	25
6	サービスの目標量・施設等の整備目標.....	27
	■介護保険サービス目標量.....	27
	■施設等の整備目標（年度末定員数）.....	29
	■自立支援・重度化防止等に係る取組と目標.....	30
7	介護保険給付に係る費用の見込み等.....	33
	■介護保険給付に係る費用算定の流れ.....	33
	■保険料段階及び保険料率の設定.....	36
	■保険料の算定.....	37
8	施策の推進体制.....	38
	■市民等の意見反映のための体制.....	38
	■施策推進のための体制.....	38

1 計画策定について

■ 計画策定の背景と趣旨

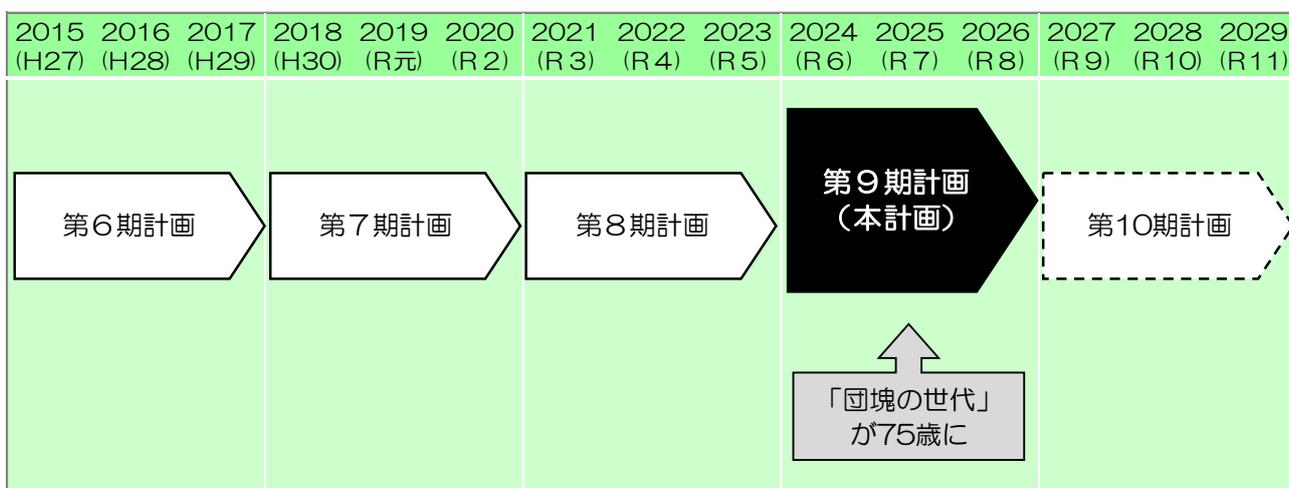
大阪市では、地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進しています。

2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、生産年齢人口が減少して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

そのため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上をすすめるなどの具体的な方策を定めることが重要となっています。また、高齢者の単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療と介護の双方のサービス需要がさらに増加し、多様化していくことが想定され、医療・介護連携の必要性もさらに高まっています。

■ 計画の期間

この計画は、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの3か年を計画期間としています。



■ 計画の位置づけ

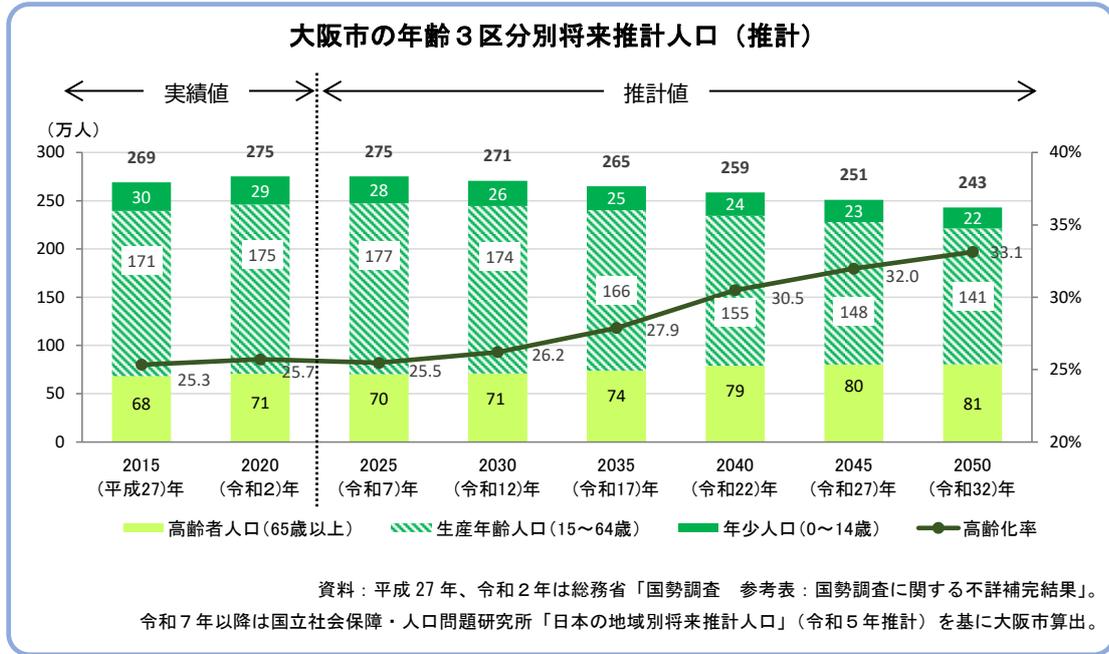
本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」(法律上は「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。介護保険及び保健・医療・福祉サービスを総合的に展開することをめざしています。

また、高齢者に関わる様々な計画との整合性も図っています。

2 大阪市の高齢者を取り巻く状況

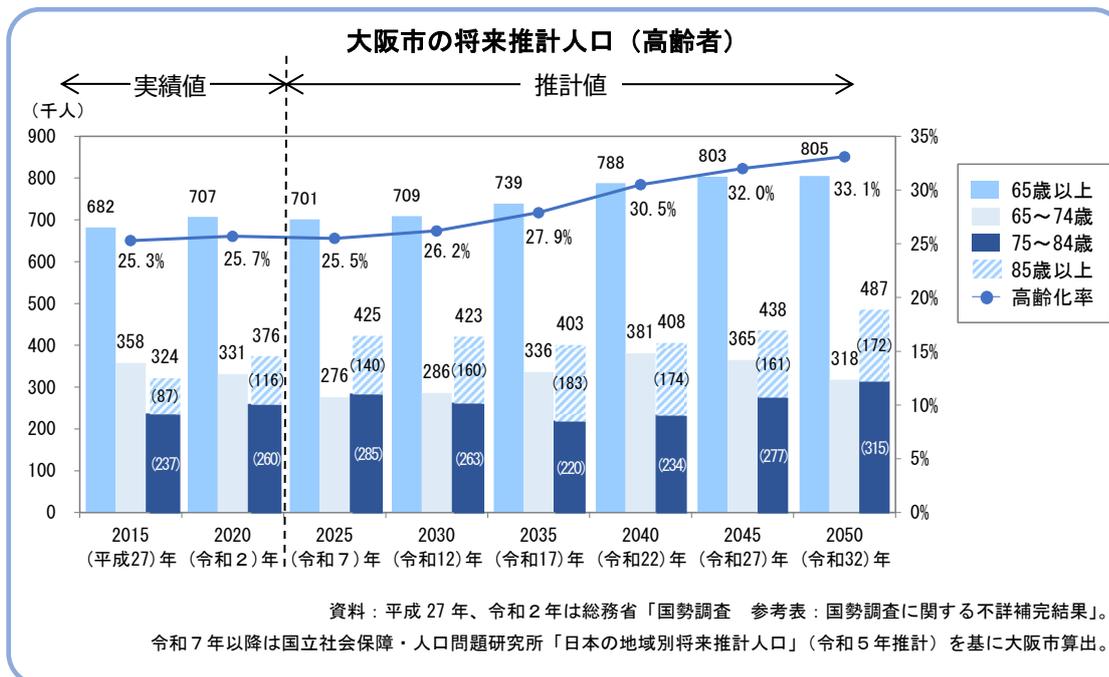
■人口の推移と推計

大阪市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計によると、5年単位での将来人口は、2020（令和2）年をピークに人口減少局面に向かい、将来の人口構成比をみると、少子高齢化の進行が予測されます。



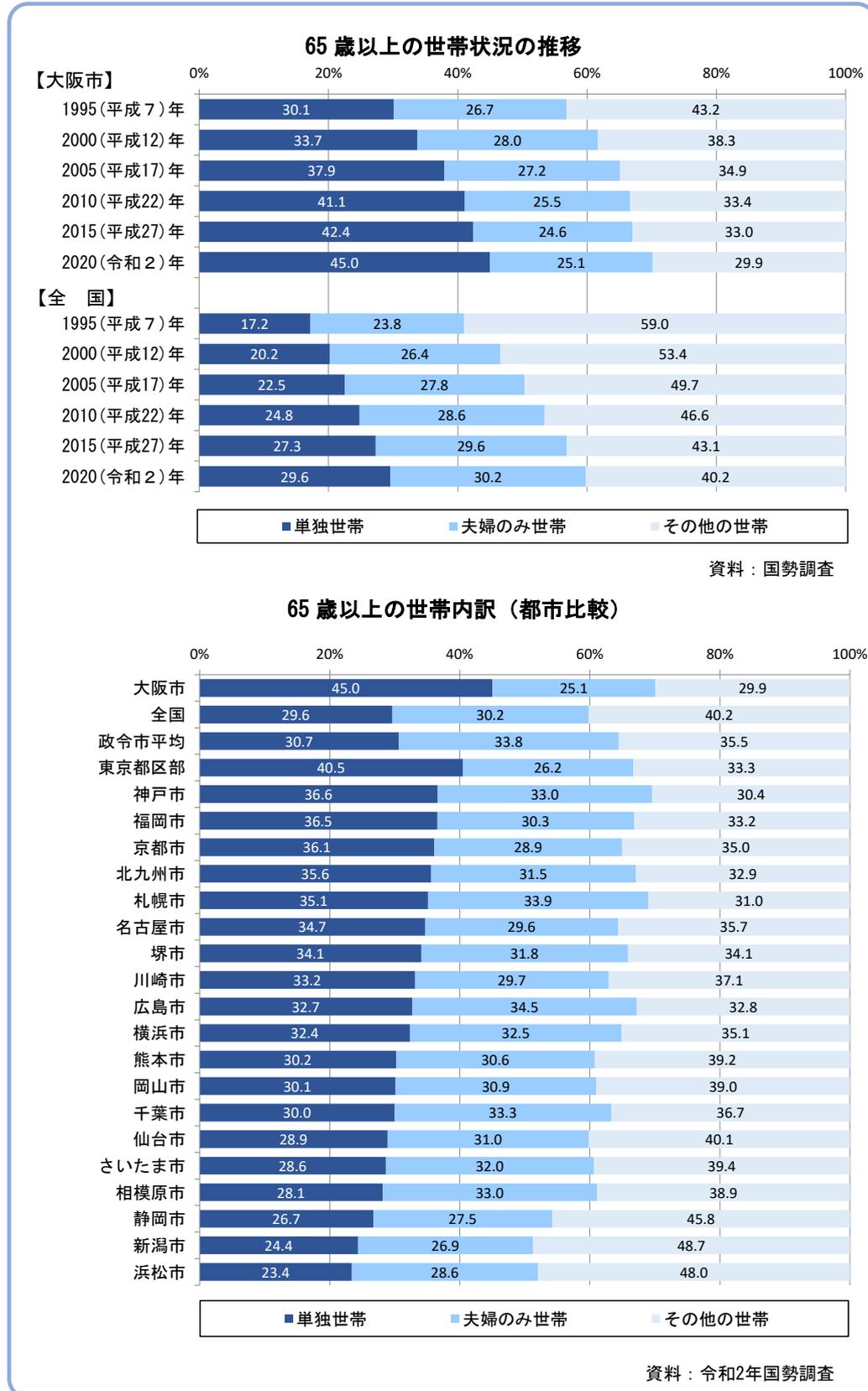
■今後の高齢者人口および高齢化の推移

高齢者人口については将来的に大幅な増加が予測され、高齢化率についても2025(令和7)年に25.5%、2040(令和22)年に30.5%と上昇することが見込まれます。また、高齢者の内訳をみると、前期高齢者数（65歳～74歳人口）を後期高齢者数（75歳以上人口）が上回っています。



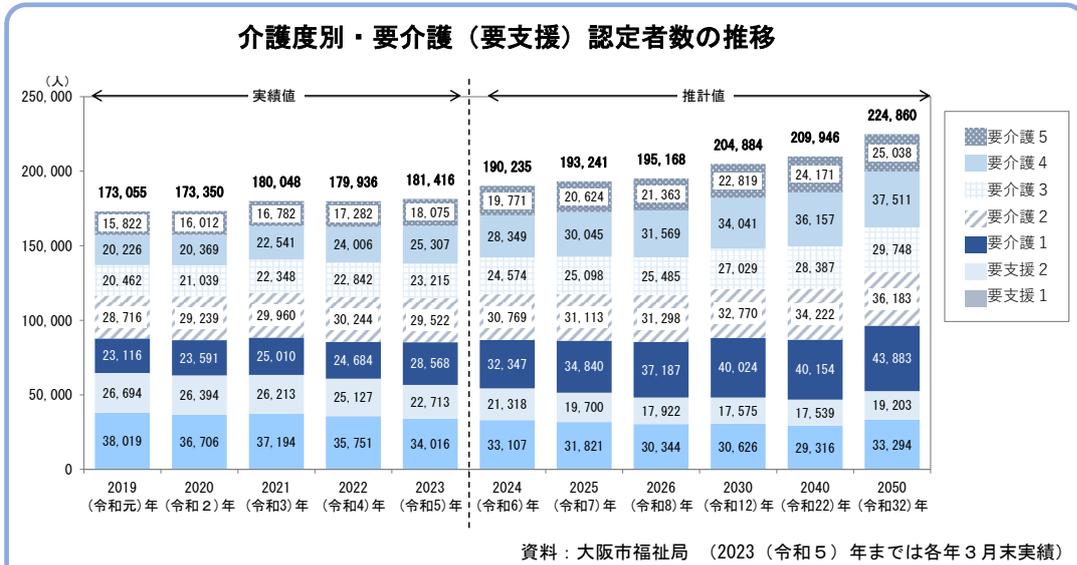
■65歳以上世帯員のいる世帯の状況

大阪市の65歳以上世帯員のいる一般世帯の状況をみると、単独世帯の割合が上昇傾向で推移しており、2020(令和2)年に45.0%となっています。単独世帯の割合は全国平均や他都市に比べて非常に高くなっています。



■要介護認定者の推移と推計

本市の要介護認定者数は増加傾向を経て、近年は横ばいとなっていますが、今後増加していくことが推計されています。認定率は、大阪市においても全国的にも年々上昇しています。また、大阪市の認定率は、全国の値を大きく上回っています。



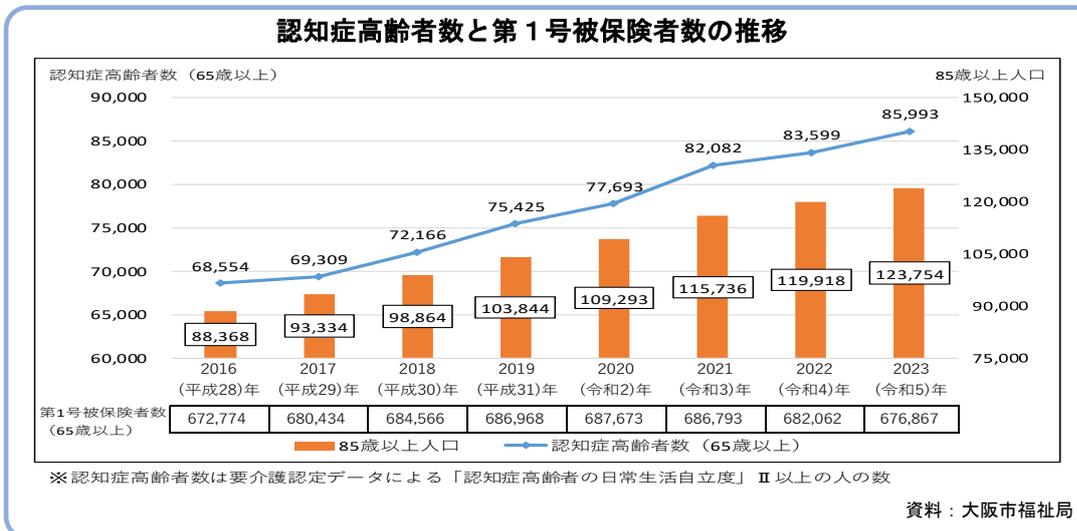
大阪市・全国の要介護度別認定率の状況

	要支援1~2	要支援1	要支援2	要介護1~5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
大阪市	8.4%	5.0%	3.4%	18.4%	4.2%	4.4%	3.4%	3.7%	2.7%
全国	5.4%	2.7%	2.6%	13.8%	4.0%	3.2%	2.5%	2.4%	1.6%

資料：大阪市福祉局（2023（令和5）年3月末）

■認知症高齢者等の推移

要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方については、2023（令和5）年には85,993人にまで増加しています。また、この間、第1号被保険者数は横ばいで推移しているものの、長寿化の影響に伴い、有病率の高い85歳以上の人口が増加していることから認知症高齢者数が増加しています。



3 高齢者実態調査等

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度」の策定にあたり、高齢者の実態や介護する家族等の状況・ニーズを把握することを目的に、2022（令和4）年度に「高齢者実態調査」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。調査結果報告書については大阪市ホームページ等を参照ください。

●高齢者実態調査

① 本人調査

調査対象	市内に居住する65歳以上の高齢者から無作為抽出した20,400人
有効回答数	12,794件（62.7%）
調査概要	世帯・住まいの状況、健康状態・健康に対する意識・日常生活の状況、就労・地域生活支援、将来の介護や援護に対する考え、高齢者施策全般 等

② 介護支援専門員調査

調査対象	市内の居宅介護支援事業所等に勤務するすべての介護支援専門員4,423人
有効回答数	2,860件（64.7%）
調査概要	担当している利用者の状況、サービス内容と課題、支援困難な利用者への対応状況、高齢者虐待の状況、居宅介護支援事業全般について、ヤングケアラーに関すること 等

③ 介護保険サービス利用者調査

調査対象	市内に居住する要支援・要介護認定者で、2022（令和4）年4月1日時点で介護サービスを利用している人から無作為抽出した6,400人
有効回答数	3,038件（47.5%）
調査概要	世帯の状況・介護の状況、要介護認定、介護保険サービスの利用状況と利用に対する考え、外出の状況、介護予防・重度化防止の取組、健康状態、新型コロナウイルス感染症対策、かかりつけ医・歯科医・薬剤師、地域活動、認知症、高齢者向けサービス情報・生活の満足度 等

④ 介護保険サービス未利用者調査

調査対象	市内に居住する要支援・要介護認定者で、2022（令和4）年4月1日時点で介護サービスを利用していない人から無作為抽出した9,300人
有効回答数	3,383件（36.4%）
調査概要	世帯の状況・介護の状況、要介護認定、介護保険サービスの利用状況と利用に対する考え、外出の状況、介護予防・重度化防止の取組、健康状態、新型コロナウイルス感染症対策、かかりつけ医・歯科医・薬剤師、地域活動、認知症、高齢者向けサービス情報・生活の満足度 等

⑤ 介護者調査

調査対象	介護保険サービス利用者・未利用者調査の対象者を介護している人(介護サービス事業者を除く)
有効回答数	利用者調査 1,310 件、未利用者調査 1,797 件
調査概要	介護者の基本属性、介護の状況、介護上の問題、介護離職に関する問題 等

⑥ 施設調査

調査対象	市内にある介護保健施設及び福祉施設（1,121 施設）
有効回答数	749 件（66.8%）
調査概要	利用者の属性、施設の運営状況、サービスの質向上にあたっての取組状況 等

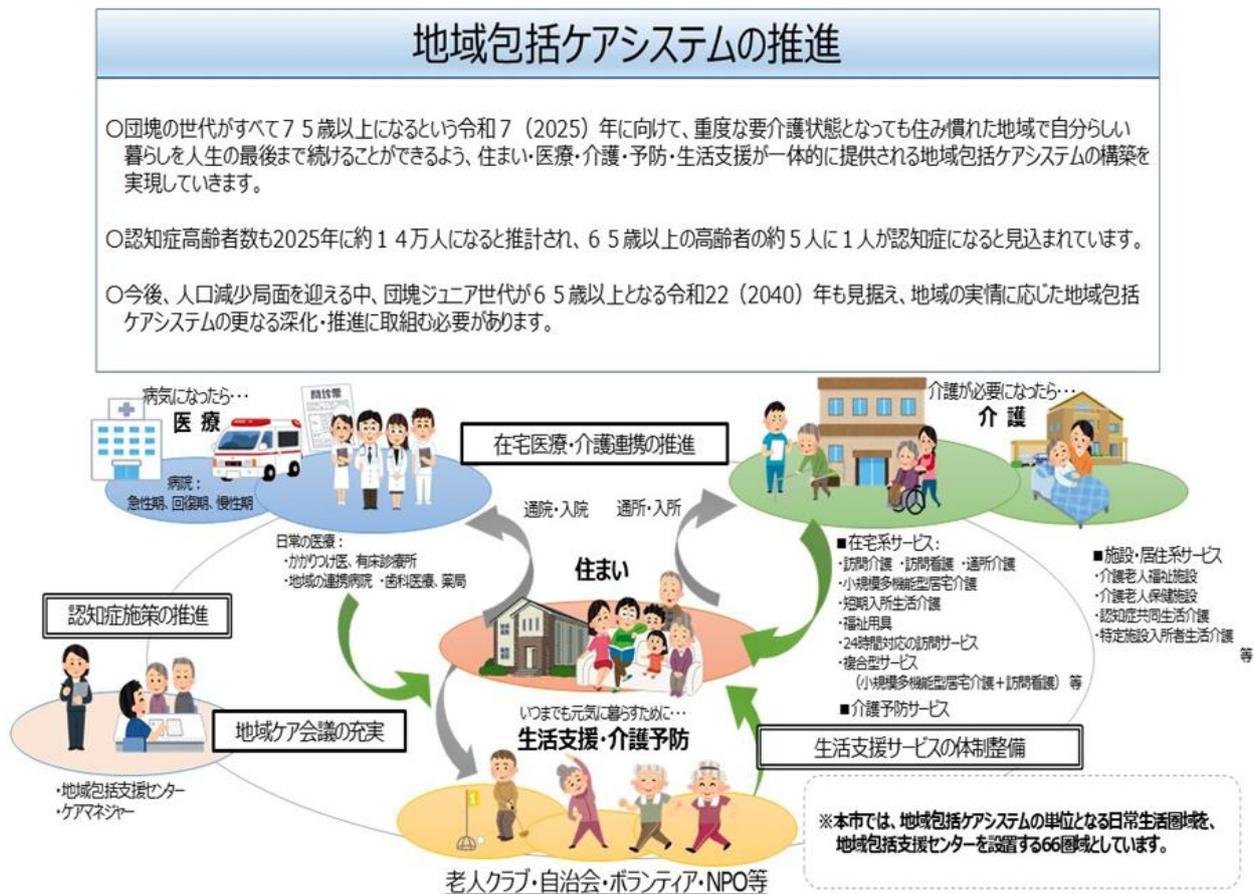
●介護予防・日常生活圏域二ーズ調査

調査対象	2022(令和4)年9月1日現在で、市内在住、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者から無作為抽出した52,800人
有効回答数	36,928 件（69.9%）
調査概要	回答者の属性、家族や生活状況、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、介護予防、たすけあい、健康、認知症にかかる相談窓口の把握、介護サービス利用前後の健康状態、高齢者向けのお知らせ等情報の入手先 等

4 計画の基本的な考え方

■ 基本的な考え方

- 今後のさらなる高齢化社会の進展を見据えて、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。
- このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。
- 将来の介護現場を支える人材の確保は、大阪市においても重要な課題であり、福祉・介護人材の確保、育成、定着につながる取組を推進します。
- 高齢者の自立支援とともに、要介護状態の重度化防止を図りつつ、介護保険制度の持続を確保し、サービスを必要とする人に必要なサービスを提供できる取組を推進します。



■基本方針

本計画では、上記の考え方をもとに、次の4点を基本方針とします。

1 健康でいきいきとした豊かな生活の実現

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく自由に主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、介護予防・健康づくり、生きがいづくりや社会参加支援の充実に努めます。

2 個々人の意思を尊重した生活の実現

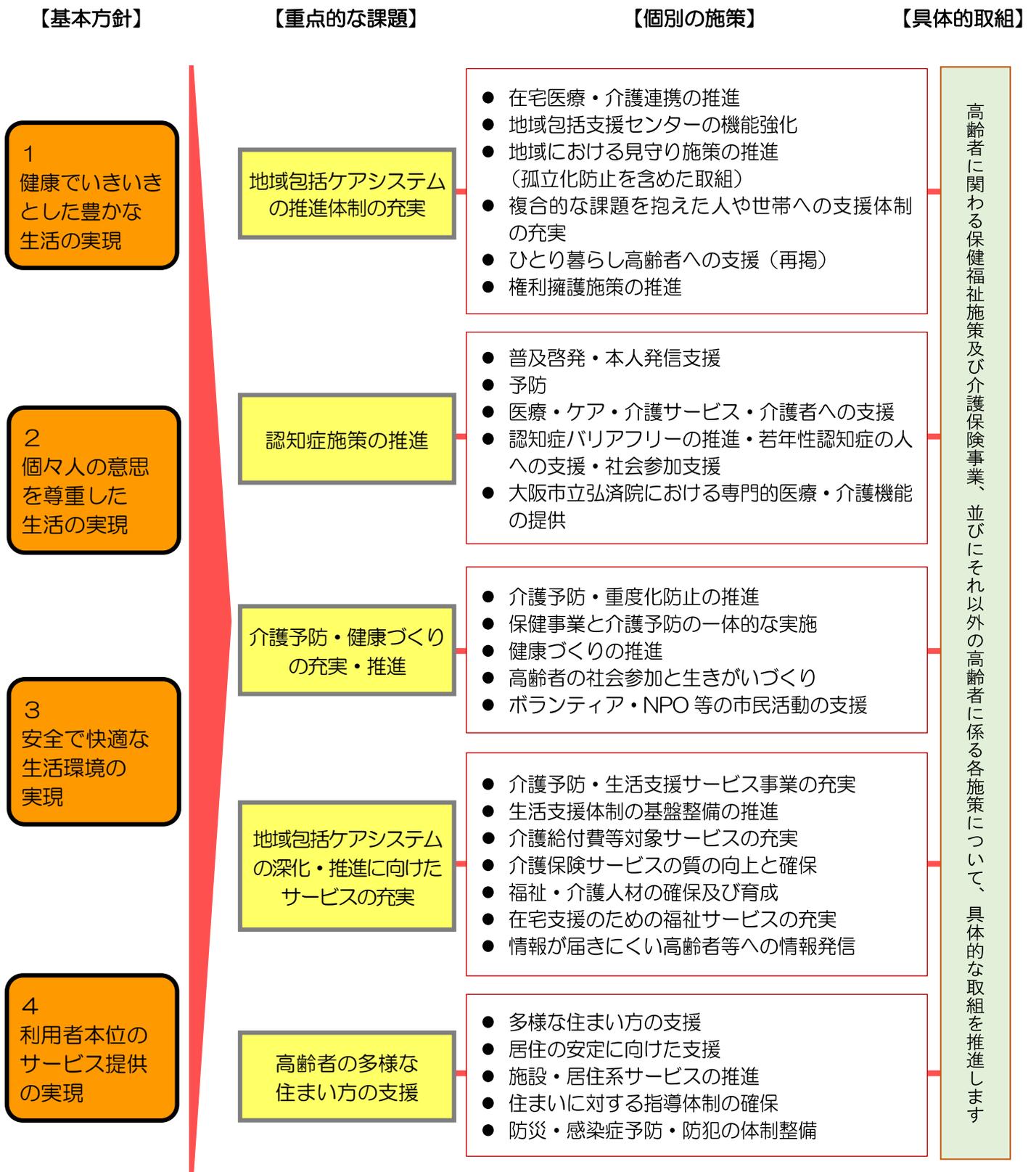
個々人の意思を尊重した生活を実現するため、生活環境や心身の状況等に応じて、地域での生活を続けることができるよう、また、高齢者本人の意思に基づき、自立した生活を送ることができるよう、真に支援が必要な高齢者に対して、適切にサービスが提供されるよう取り組みます。

3 安全で快適な生活環境の実現

安全で快適な生活環境を実現するため、高齢者が社会の一員として地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、住まいづくりや防災体制の充実とともに、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に努めます。

4 利用者本位のサービス提供の実現

利用者本位のサービス提供を実現するため、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつなぐ支援や権利擁護に努めます。



5 高齢者施策の展開

■ 地域包括ケアシステムの推進体制の充実

今後ますます高齢者が増加し、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援・対応を行っていくことが重要であり、これまでの取組を踏まえつつ、2040(令和22)年を見据えて、地域共生社会の実現に向け、中長期的に地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

在宅医療・介護連携の推進

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざすため、次の事項に取り組んでいきます。

◆ 現状分析・課題抽出・施策立案

地域の関係団体等が参画する各区の「在宅医療・介護連携推進会議」において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討します。

「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」において、区域を越える連携の課題や区の実施を円滑に進めることができるよう、広域における課題と対応策に対する有識者からの意見を反映し、取組を進めていきます。

◆ 対応策の実施

在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」における多職種連携によるチームケアの体制の構築を進めていきます。

また、地域住民が自ら希望する医療や介護を受けるなど、在宅での療養が必要となったときに、適切にサービスを選択できるよう普及・啓発を進めていくとともに、「人生会議(ACP)」の理解を促進するため、医療・介護関係者への研修会の開催や住民への普及啓発に取り組めます。

◆ 対応策の評価・改善

今後、PDCA サイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組を進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することにより、さらなる取組の充実を図っていきます。

地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として、次の事項に取り組んでいきます。

◆ 高齢者の総合相談支援

総合相談支援・権利擁護業務、地域の多職種協働・多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援や地域住民・専門機関等の地域ネットワークの形成を行うとともに、障がい者基幹相談支援センター等、様々な相談支援機関と連携し、切れ目なく円滑に介護サービス等が受けられるように支援を行います。また、地域包括支援センターと総合相談窓口(ランチ)が連携して業務を行います。

◆ 地域包括支援センターの機能の強化

地域包括支援センターの運営体制・業務内容等の評価を実施し、市内全域において包括的かつ継続的な支援体制が公平かつ中立に提供されることを担保し、専門機関として質の向上を図るための取組を進めます。

また、大阪市独自の研修として職員等を対象に、基礎研修・発展研修・管理者研修という研修体系により、各階層に求められる役割と専門的知識を明確にした効果的な研修を実施します。

◆ 地域ケア会議の推進

個別ケース検討のための地域ケア会議、高齢者等の自立支援等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議、ケース検討から見えてきた課題のまとめのための地域ケア会議等を実施します。課題については、地域包括支援センターから運営協議会（区地域ケア推進会議）に報告することとし、地域包括支援センターの取組や区の施策を反映するとともに、市域で取り組むべき課題は市地域ケア推進会議へ報告し、政策形成へつなげることとします。

地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組）

地域における見守り活動が進むにつれ、表面化していなかった要援護者の掘り起しも進んできており、専門的な支援を必要とするケースも増えています。近年では複合的な課題や適切な支援機関が見つからない困難事案も増えてきており、専門的なノウハウを持って取り組む必要があるほか、支援機関同士のネットワーク強化による横断的な支援に向け、以下の事項に取り組みます。

◆ 地域における見守り活動の活発化に向けた支援

地域における見守り活動に関する発表の場を設けるなど、地域住民への周知・啓発に取り組み、新たな地域の担い手を育成し、見守り体制の強化に努めます。

◆ 孤立世帯等への専門的対応

「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、各種相談支援機関等と連携し、適切な支援につなげる取組を進めます。制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、「総合的な支援調整の場（つながる場）」の機能を活用して対応を進めます。多岐にわたる支援困難事例への適切かつ円滑な対応に向け、福祉専門職のワーカーによる事例の検証やノウハウの共有によりスキルアップに努めます。

◆ 認知症高齢者等見守りネットワーク事業

認知症高齢者等が行方不明となった場合に、各区の見守り相談室が、地域の協力者へメールを配信し、早期発見・保護につなげます。また、警察捜索を補完するものとして、「見守りシール」等の配付や、位置情報専用端末を利用した発信機器等の貸与を行います。

複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実

高齢者を取り巻く福祉課題は複雑化・多様化・深刻化し、本人に対する支援の相談だけでなく、いわゆる8050問題やヤングケアラーをはじめとしたケアラーを取り巻く課題（老老介護、ダブルケアなど）、失業や障がいなど、家族が問題を抱えている場合も多く、居住の問題、経済的な問題などを一体的に支援することが求められています。そのため、高齢者の支援機関だけでなく、各施策分野の関係機関がそれぞれの強みを活かし、連携することにより、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実に取り組んでいきます。

◆ 総合的な相談支援体制の充実事業

既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組を行います。

◆ 生活困窮者自立支援事業

各区役所内に自立相談支援機関を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。

ひとり暮らし高齢者への支援（再掲）

ひとり暮らし高齢者を含むすべての高齢者を対象とした地域における見守りなどの多くの取組を行っており、今後もひとり暮らし高齢者を支え、地域で安心して暮らすことができるように、様々な関係部局、関係機関が連携し、次の取組を充実していきます。

	ひとり暮らし高齢者を支えるための主な取組
相談体制	<ul style="list-style-type: none">生活困窮者自立支援事業地域包括支援センター及び総合相談窓口（ランチ）の設置
地域における見守り	<ul style="list-style-type: none">地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業
権利擁護施策	<ul style="list-style-type: none">成年後見制度あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）
認知症の人への支援	<ul style="list-style-type: none">認知症初期集中支援推進事業認知症高齢者等見守りネットワーク事業
介護予防の取組	<ul style="list-style-type: none">百歳体操等の住民主体の通いの場の充実介護予防ポイント事業
在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none">生活支援型食事サービス日常生活用具の給付ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）緊急通報システム
住まいの支援	<ul style="list-style-type: none">市営住宅における高齢者住宅の入居者募集

権利擁護施策の推進

高齢者に対する虐待は、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害です。大阪市では、区保健福祉センター及び地域包括支援センター（総合相談窓口（ランチ）を含む）を養護者による高齢者虐待の通報等窓口と位置づけ、専門職を配置して高齢者虐待への迅速かつ適切な対応と養護者への支援に努めていきます。

また、認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対する権利擁護施策を進めていきます。

◆ 高齢者虐待防止の取組の充実

- 高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努めます。
- 「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携の強化を図ります。
- 生命・身体に重大な危険が生じ緊急に分離が必要な場合、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保します。
- 養護者の負担軽減や課題解決に向けた取組を行います。
- 養介護施設従事者等に対しては、人権擁護や高齢者虐待防止に関する研修等の取組を進めます。

◆ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

- 身寄りのないなど親族等による申立てができない高齢者に向け、成年後見制度にかかる市長審判請求を行います。
- 後見等報酬の費用負担が困難な方に対して助成を行います。
- 成年後見支援センターを中核機関として、地域における連携・対応強化を推進します。
- 市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化します。
- 判断能力が不十分な高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や、金銭管理・財産保管サービスなどを行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」を進めます。

◆ 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

やむを得ない事由により、介護保険サービスを利用することが著しく困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、必要に応じて老人福祉法に基づき行政権限による高齢者施設への入所等措置を実施します。

■ 認知症施策の推進

認知症の人の意思が尊重され、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方を基に、認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえ、総合的に認知症施策を推進しています。また、2024（令和6）年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、今後、国から示される認知症施策推進基本計画も踏まえて施策を推進していきます。

普及啓発・本人発信支援

認知症の人やその家族が、地域で安心して暮らし続けるために、地域に暮らす人が認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、認知症の人本人とともに認知症の普及・啓発に努めています。

◆ 認知症に関する理解促進

認知症サポーターの養成を促進するとともに、認知症の日（9月21日）・月間（9月）、世界アルツハイマーデー（9月21日）・月間（9月）等の機会を捉え、認知症への理解を深めるための普及・啓発を行います。

◆ 相談先の周知

認知症アプリ・ナビ、ホームページの活用や市民向けパンフレット等により、認知症に関する相談先等についての周知啓発を図ります。

◆ 認知症の人本人からの発信支援

ちーむオレンジサポーターによる活動などの機会を捉え、認知症の人本人からの発信の機会を増えるよう取り組みます。

予防

認知症予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、認知症の行動・心理症状（BPSD）の予防・対応（三次予防）があり、認知症予防に関する周知・啓発の強化を図ります。

◆ 一次予防

「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果的な住民主体の体操・運動等の通いの場の充実に努めます。また、ホームページ等による予防啓発、生活習慣病予防に取り組みます。

◆ 二次予防

認知症初期集中支援チームによる活動、かかりつけ医等と連携した早期発見・早期対応に向けた仕組みづくりを推進します。

◆ 三次予防

重症化予防や機能維持、認知症の行動・心理症状（BPSD）への対応力を向上させるため、医療従事者や介護従事者への研修の推進等に取り組みます。

医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知機能低下のある人や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、相談先の周知を進め、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携強化を推進するとともに、認知症の人の介護者の負担軽減を図れるよう支援等を行います。

◆ 早期診断・早期対応、医療体制の整備

- 認知症強化型地域包括支援センターにおいて、認知症施策推進会議の開催等による地域の関係機関の連携強化、地域の認知症の人の早期発見・早期対応の取組を進めます。
- 認知症初期集中支援チームを各区に設置し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制の構築を進めます。
- 認知症地域支援推進員を各区に配置し、地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。
- 認知症疾患医療センターにおいて、保健医療・介護関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、認知症の行動・心理症状と身体合併症への対応、専門医療相談、診断後相談支援等を実施します。

◆ 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

医療従事者等に対する認知症対応力向上のための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等を担う認知症サポート医の養成を行います。

◆ 介護従事者の認知症対応力向上の促進

認知症介護基礎研修、良質な介護を担う人材確保のための認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修を実施します。

◆ 医療・介護の手法の普及・開発

弘済院の培ってきた認知症にかかるノウハウを医療・介護従事者に発信していくことで、認知症ケアに携わる方へのより専門的な支援を広めます。

◆ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

介護者の急病等の場合に認知症の人を介護施設等で一時的に受け入れる緊急ショートステイ事業、認知症カフェ等の設置・運営の支援、家族介護者等に対し認知症の正しい理解を深めるための講演会や介護技術を習得するための研修会や家族介護者同士の交流会などを行います。

認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

生活のあらゆる場面で、認知症になってもできる限り地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を関係部門が連携しながら推進します。

また、若年性認知症の人への支援や、認知症の人の社会参加の機会の確保に取り組みます。

◆ 「認知症バリアフリー」の推進

- 認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「ちーむオレンジサポーター」が継続的に活動できるよう取り組むとともに、認知症の人にやさしい取組を実施する企業・団体等を「オレンジパートナー」として発信することで、全ての認知症の人が社会の対等な構成員として、地域で安心して生活できるまちづくりをめざします。
- 認知症高齢者等見守りネットワーク事業や警察等に保護された身元不明の認知症高齢者を介護保険施設で一時的に保護する要援護高齢者緊急一時保護事業を実施します。
- 成年後見制度の利用促進などの権利擁護施策も推進します。

◆ 若年性認知症の人への支援

若年性認知症についての普及啓発に取り組むとともに、若年性認知症支援に知見を有する専門職（若年性認知症支援コーディネーター）を配置し、認知症地域支援推進員等に対する助言や研修等の後方支援を行い、若年性認知症支援力の強化を図ります。

◆ 社会参加支援

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人の社会参加・社会活動の機会を広げる取組を推進します。

大阪市立弘済院における専門的医療・介護機能の提供

本市の認知症施策の一つとして、弘済院の医療機能・介護機能の継承・発展を図り、認知症の人やその家族を支援していくため、住吉市民病院跡地に研究施設、病院、介護老人保健施設からなる新施設の整備に取り組み、2027（令和9）年度当初の開設をめざします。

新施設が開設するまでの間においては、これまで弘済院が実施している認知症疾患医療センターなどの専門的な機能や役割を継続しつつ、長年積み上げてきた認知症医療・介護にかかる取組をとりまとめ、認知症の人や家族にとってより効果的な形で新施設に継承することで、認知症施策の発展につなげる取組を進めます。

◆ 弘済院附属病院「もの忘れ外来」

大阪市が指定する認知症疾患医療センターとして、認知症の専門外来である「もの忘れ外来」を設置し、若年性認知症外来などの専門診療を行います。認知症の鑑別診断を実施し、引き続き地域の医療機関や介護福祉施設等と連携して治療を行っていきます。また、認知症と鑑別診断を受けた後、速やかに適切な支援につなげられるよう、診断後支援にかかる取組を実践します。

◆ 弘済院における公開講座の開催等

認知症の専門医療機能及び専門介護機能を一体的に運営している弘済院では、その専門的知識を活用し、大阪公立大学医学部との連携を図りながら高齢者医療に関する市民公開講座やセミナーを開催するなど、引き続き認知症に関する種々の情報発信を行っていきます。

◆ 研究・研修・情報発信

大阪公立大学医学部等と連携し、学術的な研究、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究を行うとともに、医学・看護・福祉系教育機関などの人材育成にも取り組みます。

■介護予防・健康づくりの充実・推進

高齢期をすこやかに過ごすためには、高齢者ができる限り健康を保持し、介護が必要な状態とならないよう生活習慣病予防と介護予防を総合的に推進していく取組が重要であり、可能な限り地域で自分らしい暮らしを続けることができる取組を推進していきます。

介護予防・重度化防止の推進

心身機能の改善を目的とした機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中で生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境調整も含めたバランスの取れたアプローチが重要であり、以下の事項に取り組みます。

◆ 百歳体操等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」等の住民主体の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸し出しやリハビリテーション専門職等の派遣による助言・指導等を実施し、運動機能や口腔機能の向上に取り組みます。

e スポーツ体験講座の実施を支援することにより通いの場への参加拡大を図ります。

◆ 介護予防ポイント事業

社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防を支援するため、65歳以上の高齢者が福祉施設等で介護支援活動や保育支援活動を行った場合や、在宅の要支援者等に対する生活支援等の活動提供を行った場合に、活動実績に応じてポイントを交付し、蓄積したポイントを換金できる事業を実施します。

福祉施設等での活動に対するポイントの換金上限を引き上げ、活動維持のモチベーション向上や新規活動者の増加を図ります。

◆ 介護予防把握事業

65歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない方に基本チェックリスト等を実施します。フレイルリスクが高い閉じこもりがちな高齢者の方等に要介護状態への移行をできる限り予防するために保健師による家庭訪問等を実施します。

◆ 介護予防普及啓発事業

地域の特色を反映した啓発パンフレット等を作成・配付するとともに、健康講座や健康相談等を開催し、市民の主体的な介護予防への取組を支援します。

◆ 介護予防教室（なにわ元気塾）事業

介護予防に関する正しい知識の普及と創作活動やレクリエーション等を通じた地域での交流の機会を確保するため、閉じこもりがちや生活機能の低下が認められる高齢者を含め、すべての高齢者が身近な地域で定期的（月1回）に参加できる介護予防に資する通いの場を開催します。

◆ 健康づくりひろげる講座

介護予防に関する知識や技術を身につけ、自ら介護予防を実践し、地域の介護予防活動の担い手として活動に関わる方を養成します。

◆ 生活期におけるリハビリテーションサービス提供体制の充実

市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発や、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの意識を向上するための自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催など、リハビリテーションサービスの利用促進に向けた効果的な取組を実施します。また、嚥下機能の向上に係る嚥下訓練の重要性などを再認識するための取組を実施します。

保健事業と介護予防の一体的な実施

大阪府後期高齢者医療広域連合との連携のもと、75歳以上の保健事業を、介護予防事業や74歳までの保健事業と一体的に実施することで、高齢者の心身の多様な課題に対し切れ目のないきめ細かな支援を行っていきます。

◆ 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

- KDBシステム等を活用し、医療・介護・健診等のデータをもとに、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による個別支援等を行います。
- 後期高齢者医療訪問歯科健診および介護予防事業等を一体的な実施に位置付け実施してまいります。

◆ 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

通いの場等において、KDBシステム等により把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育や健康講座・健康相談等を実施するなど、通いの場等に積極的に関与します。

健康づくりの推進

大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」では、「健康日本21（第三次）」で示されるビジョンに基づき、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)、そして実効性をもつ取組の推進(Implementation)に努めます。具体的には、ライフコースアプローチを踏まえた視点に基づき、（1）生活機能の維持・向上、（2）ライフステージに応じた生活習慣の改善、を主要な柱に据え、個人の行動と健康状態の改善をめざし、これらの基盤づくりとして、（3）健康を支え、守るための地域づくり、をもう一本の柱に定め、社会環境の質の向上をめざします。

◆ 健康づくりの推進

- 生活習慣病予防の観点から、高齢者等、ライフステージに応じた「食生活指導」を実施します。
- 「すこやか大阪21」の趣旨に賛同する団体等に「すこやかパートナー」として登録をいただき、大阪市と団体、企業等が協力して社会全体で市民の健康づくりを応援します。
- 医療の記録、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載するすこやか手帳（健康手帳）を交付します。
- 主に壮年期の方を対象に、保健師や栄養士による講話や健康運動指導士による運動指導などを行う「地域健康講座」など健康教育を実施します。
- 地域健康講座（健康教育の項参照）などの際に地域へ出向き、健康に関する個別の相談に応じます。また、歯科医師が歯の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。
- 「大阪市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導」や「大阪市健康診査・保健指導」、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんの「各がん検診」、「骨粗しょう症検診」、「歯周病検診」などの健康診査事業を実施します。

高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者ができる限り健康な状態を維持し、介護や支援が必要な状態にならないようにするため、生涯スポーツや生涯学習・文化活動、就労等を通じた生きがいづくりや地域における自主的な活動の支援を行うことにより、高齢者の社会参加を促進する取組を推進します。

◆ 高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援

- 高齢者の外出の機会の増加や社会参加の促進を図り、生きがいづくりにつながるよう、敬老優待乗車証の交付や老人クラブの活動支援、介護予防ポイント事業、生活支援体制整備事業に取り組みます。
- 地域における生涯学習活動の講師として、優れた知識や技能をお持ちの市民をインストラクターバンクに登録し、講師・指導者として紹介します。
- 大阪市シルバー人材センターにて、就業情報提供機能の充実、子育て家庭を支援する人材の養成を図る子育て支援講座、高齢者の日常生活を支援する人材を育成する高齢者生活支援講座を実施します。

◆ 生きがいづくり支援のための基盤整備

- 区スポーツセンターで、子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ教室を開催します。
- 学校開放による市民レクリエーションセンターでの各種スポーツ教室、大阪プールでの水泳教室やアイススケート教室、中央体育館で気軽に楽しんで健康づくりができる各種スポーツ教室を実施します。
- 長居障がい者スポーツセンター、舞洲障がい者スポーツセンターにて、障がい者の自立と社会参加を促進するための各種スポーツ教室を開催します。
- スポーツ施設の高齢者割引、大阪市が関わる各種大会やスポーツイベント等へのボランティア派遣、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣を行います。
- 「総合生涯学習センター」は、生涯学習推進の中核施設として大阪市の各局、施設と連携し、「市民学習センター」（阿倍野・難波）とともに、多様な学習機会の提供や学習相談、生涯学習に関わるボランティアの研修や助言・相談など、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。
- 図書館関連では、高齢者等読書環境整備・読書支援事業による貸出しや朗読・紙芝居の実施、市立図書館の大活字本コーナーでの閲覧・貸出し、子どもを対象に折り紙教室等の催しを行い、高齢者を講師に招く等の世代間の交流を図る「折り紙教室等世代間交流事業」を行います。
- クラフトパークでの工芸・創作活動、市立文化施設等敬老優待、小学校の教室を活用した生涯学習ルーム事業、老人福祉センターでの活動、老人クラブ支援、敬老優待乗車証交付、高齢者入浴利用料割引なども実施します。

ボランティア・NPO等の市民活動の支援

行政や地域住民、地縁団体、NPO、協同組合等の多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取組を進め、連携を図ることにより一層の市民活動の推進をめざします。

◆ 多様な主体の協働による支援体制の構築

- 大阪市民活動総合支援事業では、市民活動に役立つ様々な情報の収集・発信や、多様な活動主体間の連携協働を創出するための支援を行います。
- 大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターにおいて、福祉ボランティアの相談、登録、需給調整、活動支援、養成講座、交流、広報、福祉教育及びボランティアグループの紹介等を行います。
- 福祉ボランティアコーディネーション事業にて、幅広いボランティアコーディネートを行います。
- 大阪市民活動推進助成事業では区政推進基金（市民活動支援型）に積み立てられた市民、企業などからの寄附金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して支援します。

■ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実

長寿化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようにするとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるように、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を大阪市の実情に応じて深化・推進していきます。

介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護予防ケアマネジメントを通じて、支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じたサービスが適切に提供されるよう、多様な主体による多様なサービスの充実に取り組みます。

◆ 高齢者の状態やニーズに沿ったサービスの提供

- ・「住民の助け合いによる生活支援活動事業」については、地域における住民相互の支え合い、助け合いの体制づくりを進めていきます。
- ・介護の担い手を増やす取組の一環として実施する「生活援助型訪問サービス従事者研修」については、研修修了者を増やすことにより、指定事業所におけるサービス提供体制の確保に努めます。
- ・運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上のために実施している選択型通所サービスやサポート型訪問サービスについては、介護予防把握事業などにより把握したフレイルリスクが高いと考えられる高齢者に対し、これらサービスの利用が適切と考えられる場合に円滑につなげていくなど、効果的に事業実施できるよう取り組みます。

生活支援体制の基盤整備の推進

各区に生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の開発や、地域ごとに異なる個別課題や地域課題の解決に向けた支援を行うなど、より地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの充実に取り組みます。

◆ 生活支援体制整備事業

高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体が参画する協議体を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、住民主体の通いの場を充実するなど、生活支援・介護予防サービスの充実及び高齢者の社会参加の促進に向けた取組を進めます。

介護給付費等対象サービスの充実

高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り地域において継続して日常生活を営むことができるよう、在宅サービスや施設居住系サービス等の充実に取り組みます。

◆ 複合型サービス、地域密着型サービスの充実

- 重度の要介護者の方や認知症の人など高齢者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。
- 高齢者が認知症になっても、重度の要介護状態になっても、可能な限り地域で生活を継続できるようにするため、身近なところでサービスを提供する「地域密着型サービス」の事業者の参入促進に取り組みます。

介護サービスの質の向上と確保

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう、介護給付の適正化を図っていきます。

◆ 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

利用者が適切な事業者を選択できるよう、「介護サービス情報公表センター（大阪）」を指定し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を通じて情報提供を行い、外部評価結果も公開します。

◆ 介護サービスの適正化

要介護（要支援）認定の適正化、ケアプラン点検及び住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合・縦覧点検に重点的に取り組み、介護給付費通知についても、不正請求等の抑止の観点から引き続き実施します。

◆ 介護サービス事業者の指定・指導

介護サービス事業者から提出された指定申請については、慎重に審査し、適切かつ速やかに処理を行います。

定期的な運営指導を適切に実施するとともに、苦情・通報等により提供された情報等についても、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施するとともに、効率的な指導監督体制のさらなる充実に取り組みます。

◆ 介護支援専門員の質の向上

- 介護支援専門員の資質向上と適正な給付の実施をめざし、居宅介護支援事業所を訪問して実施する「ケアプランチェック」とともに、地域全体の介護支援専門員に対して講習会の開催等を行う「ケアマネスキルアップ事業」を行います。
- 地域包括支援センターに配置している主任介護支援専門員が中心となり、介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、個別相談事例や支援困難事例等へ指導・助言を行い、包括的・継続的ケアマネジメント支援の取組を推進します。

◆ 公平・公正な要介護（要支援）認定

公平・公正な認定調査及び審査判定のために、認定調査員への個別具体的な調査方法や特記事項の記載方法に関する研修等を行うなど、要介護認定の平準化に向けた取組の強化を行います。

◆ 介護保険サービスの苦情・相談等への対応

区保健福祉センターによる介護保険制度における苦情相談への迅速な対応を図るとともに、おおさか介護サービス相談センター事業として、介護保険サービスについての相談や苦情を受け付け、一般相談のほか、保健・医療・福祉及び法律等の専門家による専門相談を行い、利用者・事業者から中立的な立場で、あっせん・調停などにより迅速な問題の解決を行います。

福祉・介護人材の確保及び育成

ますます多様化・増大化する福祉ニーズに対応するため、福祉・介護人材が働きやすい職場環境・労働環境を整えるなど職場定着・離職防止の取組を推進するとともに、新たな人材の確保、育成、定着に向けた取組を進めます。

◆ 福祉に関する理解促進やイメージアップの取組

福祉・介護の仕事への魅力を発信するなど、広く市民に魅力を伝える取組を進めます。また、小中学生向けに福祉教育プログラムを実施します。

◆ 専門職のスキルアップやモチベーションの向上につながる取組

大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉専門職向けのキャリア研修やスキルアップ研修、職員同士の横のつながりを作る場等を開催します。

◆ 人材のすそ野を広げる取組

直接介助に携わらない業務を担う「アシスタントワーカー」を導入する研修過程を通じ、職場環境改善や職員の意識改革、リーダー層の育成などにつなげるとともに、多様な人材の確保に取り組みます。

軽度の要支援者等に対する生活援助サービス従事者を養成する「生活援助サービス従事者研修」を実施し、従事者の増加を図ります。

◆ 福祉・介護人材が働きやすい職場環境づくり

介護従事者の負担軽減等のため、大阪府の補助制度を活用し、介護ロボットの導入やICT活用の普及を促進するとともに、おおさか介護サービス相談センターにおいて、カスタマーハラスメント対策として、介護ハラスメント弁護士相談を実施します。また、介護職員処遇改善加算の対象になっていない介護支援専門員の人材確保についても、国の動向を注視しながら効果的な取組について検討していきます。

在宅支援のための福祉サービスの充実

介護保険の居宅介護サービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供、さらには要介護（要支援）高齢者を介護する家族に対する支援も重要となります。高齢者が地域で自立した日常生活を継続できるよう、介護保険サービス以外の生活支援サービスを提供します。

◆ 在宅福祉サービス

生活支援型食事サービス、在宅高齢者日常生活用具給付、ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）、緊急通報システムのほか、介護用品の支給や家族介護支援事業、ICT 技術を活用した高齢者等の見守り（高齢者見守り付住宅）などに取り組みます。

情報が届きにくい高齢者等への情報発信

デジタル技術の活用に加え、様々な媒体や方法も活用し、情報が届きにくい高齢者等へ情報発信していきます。

◆ 多様な情報の提供

必要なサービスを高齢者が主体的に選択できるよう、介護保険サービスをはじめ、保健、医療、福祉、就労、学習、住宅及び生活環境等、様々な分野にわたる多様な情報を効果的に提供します。

とりわけ、介護サービスの利用に係る情報に関しては、パンフレット等の充実について検討するとともに、区役所をはじめ、大阪市サービスカウンターや地域包括支援センター等、できるだけ身近な場所で効果的に周知できるよう努めます。

◆ 外国籍の高齢者などに対する情報提供

外国籍の高齢者などが、保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。

■ 高齢者の多様な住まい方の支援

高齢者が地域で安心して暮らせるように、日常生活の場となる住宅につき、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないようバリアフリー化を促進する等の居住環境の整備を進めるとともに、高齢者のニーズに応じた多様な居住形態と付随するサービスの確保と質の向上を図ります。

多様な住まい方の支援

個々の高齢者の状況やニーズに沿った多様な住まいの確保に努めます。

◆ 多様な居住ニーズに対応した情報提供

総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施します。

居住の安定に向けた支援

市営住宅のバリアフリー化や高齢者の民間賃貸住宅への入居支援を進めます。

◆ 市営住宅における高齢化への対応

- ・建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計を行うとともに、既存市営住宅のバリアフリー化を図ります。
- ・高齢者向け、単身者向け、親子ペア、親子近居など、一定の条件での市営住宅の入居者募集を行ったり、コミュニティビジネス等の活動拠点として、NPO等の団体に市営住宅の空き住戸を提供します。

◆ 民間住宅における高齢化への対応

- ・セーフティネット住宅登録制度において、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、市民に広く情報提供を行います。
- ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度による高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。
- ・サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの情報提供を行うとともに、指導を行います。

◆ 住宅の改修に対する支援

「(介護予防)住宅改修費の支給(介護保険給付サービス)」を行うとともに、介護保険給付を補完する制度として、高齢者住宅改修費給付事業を実施します。

◆ 安全な歩行空間等の整備

公園施設、歩道等の整備、投票所のバリアフリー化により高齢者の通行の安全に努めます。また事業者が、不特定多数の人々が利用する建築物などの施設を設置しようとするときは、事前に市長に協議を行います。

◆ 公共交通機関の改善

鉄道駅舎についてのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけるとともに、大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)及び大阪シティバス株式会社が実施する安全対策やバリアフリー化の取組が着実に進むよう働きかけていきます。

施設・居住系サービスの推進

個々の高齢者のニーズに合った下記のサービスの提供に努めながら、施設・居住系サービスを必要とする人のための整備を進めます。

○施設・居住系サービス

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、経過的軽費老人ホーム（A型）、生活支援ハウス

住まいに対する指導体制の確保

未届の有料老人ホームに対しては、届け出を行うよう勧奨していき、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、適切な管理・運営が行われるよう、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、定期的な立入調査等に引き続き取り組んでいきます。また、法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅等の住まいについては、適切な介護サービスの提供確保の観点から、居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対して、引き続き運営指導を行っていきます。

防災・感染症予防・防犯の体制整備

自然災害などの災害や感染症の発生時においても、安全を確保しつつサービスを必要とする高齢者が継続してサービスを受けることができるよう体制の整備を図ります。また、地域において行われている日頃の見守り活動などの活発化に努め、全ての介護サービス事業者を対象に、「BCP」の策定等指定時研修の場で策定を促すとともに必要な助言等を行います。さらに、青色防犯パトロール活動への支援など市民等と相互に連携と協力を図りながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。



6 サービスの目標量・施設等の整備目標

■介護保険サービス目標量

要介護（要支援）認定者数の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえて設定しています。

①居宅サービス

サービス種別／サービス量	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
①訪問介護	回／週	408,742	431,237	452,945
②訪問入浴介護	回／週	2,130	2,266	2,400
介護予防訪問入浴介護	回／週	9	9	9
③訪問看護	回／週	50,047	52,666	55,171
介護予防訪問看護	回／週	5,217	4,881	4,509
④訪問リハビリテーション	回／週	11,496	12,069	12,612
介護予防訪問リハビリテーション	回／週	1,766	1,648	1,517
⑤居宅療養管理指導	人／月	33,956	35,803	37,569
介護予防居宅療養管理指導	人／月	2,221	2,094	1,952
⑥通所介護	回／週	50,361	52,845	55,167
⑦通所リハビリテーション	回／週	18,035	18,876	19,653
介護予防通所リハビリテーション	人／月	3,496	3,300	3,079
⑧短期入所生活介護	日／月	48,577	51,206	53,725
介護予防短期入所生活介護	日／月	197	181	170
⑨短期入所療養介護	日／月	6,496	6,918	7,225
介護予防短期入所療養介護	日／月	26	26	21
⑩特定施設入居者生活介護	人／月	6,525	6,658	6,765
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	844	862	875
⑪福祉用具貸与	人／月	63,515	66,569	69,440
介護予防福祉用具貸与	人／月	19,567	18,416	17,136
⑫特定福祉用具購入費の支給	人／年	9,813	10,323	10,805
特定介護予防福祉用具購入費の支給	人／年	3,533	3,337	3,119
⑬住宅改修費の支給	人／年	6,061	6,377	6,673
介護予防住宅改修費の支給	人／年	4,002	3,788	3,548
⑭居宅介護支援	人／月	84,126	88,354	92,317
介護予防支援	人／月	23,727	22,350	20,815

②施設サービス

サービス種別／サービス量	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
①介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設含む)	人／月	14,610	14,800	14,800
②介護老人保健施設	人／月	7,909	8,065	8,065
③介護医療院	人／月	241	280	280

③地域密着型サービス

サービス種別／サービス量	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	666	704	738
②夜間対応型訪問介護	人／月	205	216	228
③地域密着型通所介護	回／週	28,065	29,438	30,718
④認知症対応型通所介護	回／週	2,809	2,947	3,077
介護予防認知症対応型通所介護	回／週	12	10	10
⑤小規模多機能型居宅介護	人／月	1,062	1,108	1,154
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	136	142	148
⑥認知症対応型共同生活介護	人／月	4,454	4,557	4,661
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	11	11	11
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	173	201	228
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	485	523	523
⑨看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人／月	357	372	388

④介護予防・生活支援サービス事業

(単位：延べ人数／年)		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
訪問型サービス	介護予防型訪問サービス	83,236	78,696	73,618
	生活援助型訪問サービス	123,391	126,254	126,199
	住民の助け合いによる生活支援活動事業	2,000	2,000	2,000
	サポート型訪問サービス	50	50	50
通所型サービス	介護予防型通所サービス	156,466	160,096	160,027
	短時間型通所サービス	1,965	2,011	2,010
	選択型通所サービス	150	153	153

⑤一般介護予防事業

	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
通いの場の参加者数(年間)	16,330人	16,660人	17,000人
介護予防ポイント事業活動者数(年間)	500人	650人	800人

⑥包括的支援事業

	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	
地域包括支援センターの運営(設置箇所)	66か所	66か所	66か所	
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携相談窓口設置箇所数	24か所	24か所	24か所
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チーム設置箇所数	24か所	24か所	24か所
	認知症地域支援推進員設置箇所数	24か所	24か所	24か所
	ちむオレンジサポーターにかかるコーディネーター設置箇所数	24か所	24か所	24か所
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター(SC)の配置(行政圏域)	24圏域	24圏域	24圏域
	生活支援コーディネーター(SC)の配置(日常生活圏域)	66圏域	66圏域	66圏域

■施設等の整備目標(年度末定員数)

	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	14,800人	14,800人	14,900人
うち地域密着型老人福祉施設	523人	523人	534人
介護老人保健施設	8,065人	8,065人	8,065人
介護医療院	280人	280人	300人
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	5,070人	5,185人	5,300人
特定施設入居者生活介護	11,000人	11,200人	11,400人
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	213人	242人	300人

■ 自立支援・重度化防止等に係る取組と目標

高齢者の自立支援・重度化防止等に係る取組と目標について、次のとおり設定しています。

① 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組の推進

取組内容	第9期の目標
<在宅医療と介護の連携>	
<p>(在宅医療・介護連携推進事業の推進) 地域の関係団体等が参画する各区の「在宅医療・介護連携推進会議(部会・ワーキング)」において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討します。</p>	<p>すべての区において、区役所が主体的に会議を開催し、課題を抽出のうえ、対応策を立案する。</p>
<p>(医療・介護関係者に関する相談支援) 「在宅医療・介護連携相談支援室」に在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図ります。</p>	<p>すべての区において、多職種間における情報の収集・共有をするために、地域の医療・介護に関する会議に参画する。</p>
<p>(医療・介護関係者の研修) 在宅医療・介護連携が促進できるよう、関係者が相互に信頼できる「顔の見える関係」づくりを進めるため、多職種の連携を図るための研修会を開催します。</p>	<p>すべての区において、医療・介護関係者が参加する「多職種研修会」等を開催する。</p>
<p>(地域住民への普及啓発) 地域住民が自ら希望する医療や介護を受けるなど、在宅での療養が必要となったときに、適切にサービスを選択できるよう普及・啓発を進めていきます。</p>	<p>すべての区において、在宅医療や介護に関する理解促進のため、区民講演会の開催や広報紙・ホームページ等で普及・啓発を実施する。</p>
<p>(医療・介護関係者の情報共有の支援) 患者・利用者等の状態の変化に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう多職種で情報共有ツールの活用等について検討していきます。</p>	<p>すべての区において、医療・介護関係者が地域で充実又は作成するべきツールを検討する。</p>
<p>(医療・介護関係者のその他の支援) 在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、多職種連携によるチームケアの体制の構築を進めていきます。</p>	<p>すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討する。</p>
<p>(在宅医療・介護連携推進事業の評価・改善) PDCA サイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組を進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めます。</p>	<p>すべての区において、課題への対応策が具体化され、実施・評価・改善をPDCA サイクルに沿って実施する。</p>
<地域包括支援センターの機能強化>	
<p>(地域包括支援センターの資質の向上) 地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。</p>	<p>事業評価指標※に基づく評価結果 目標値等: 全ての地域包括支援センターが全ての項目を満たす。 ※総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価指標</p>

取組内容	第9期の目標
<認知症の人への支援>	
<p>(認知症初期集中支援推進事業の推進) 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。</p>	<p>医療・介護等の支援につながった割合 目標値：90%以上/年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 支援終了時における在宅生活率 目標値：80%以上/年</p>
<介護予防・重度化防止の推進>	
<p>(百歳体操等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実) 介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、おもりなど必要物品の貸し出しや、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施します。</p>	<p>百歳体操等参加者数 2024(令和6)年度末 16,330人 2025(令和7)年度末 16,660人 2026(令和8)年度末 17,000人</p>
<p>(介護予防ポイント事業の推進) 社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組を推進します。</p>	<p>介護予防ポイント事業活動者数 2024(令和6)年度末 500人 2025(令和7)年度末 650人 2026(令和8)年度末 800人</p>
<p>(生活期におけるリハビリテーションサービス提供体制の充実) 市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発や、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの意識を向上するための自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催など、リハビリテーションサービスの利用促進に向けた効果的な取組を実施します。</p>	<p>リハビリテーションサービスの利用促進 通所リハビリテーション利用率 2024(令和6)年度末時点 6.5% 2025(令和7)年度末時点 7% 2026(令和8)年度末時点 8%</p>
<介護支援専門員の質の向上>	
<p>(ケアマネスキルアップ事業) 介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援するために、居宅介護支援事業所が作成するケアプランの点検・評価や講習会の開催等を行います。</p>	<p>ケアマネスキルアップ事業 参加事業所数 2024(令和6)年度 402か所 2025(令和7)年度 406か所 2026(令和8)年度 410か所</p>

②介護給付等に要する費用の適正化の推進

取組内容	第9期の目標
<p>(ケアプランチェック) 個々の受給者が真に必要なとする過不足のないサービス提供の確保等を目的として、居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援します。</p>	<p>ケアプランチェック(居宅サービス計画) 訪問事業所数 2024(令和6)年度 188か所 2025(令和7)年度 190か所 2026(令和8)年度 192か所</p>
<p>(介護給付費支払実績点検(縦覧点検)) 国民健康保険団体連合会に業務を委託し、国民健康保険団体連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認します。疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。</p>	<p>介護給付と医療給付との支払実績突合点検 (医療情報との突合) 2024(令和6)年度 5,994件 2025(令和7)年度 6,114件 2026(令和8)年度 6,236件</p>

取組内容	第9期の目標
<p>(有料老人ホーム等において介護サービスを提供する事業者に対する重点的な運営指導)</p> <p>有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等(特定施設入居者生活介護事業所を除く)において介護サービスを提供する事業者に対し、国民健康保険団体連合会のデータ等を活用し、重点的な指導を行います。</p>	<p>一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への運営指導数</p> <p>2024(令和6)年度 79 か所 2025(令和7)年度 81 か所 2026(令和8)年度 83 か所</p>
<p>(公平・公正な要介護(要支援)認定調査)</p> <p>公平・公正な要介護(要支援)認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する新規研修・現任研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。</p>	<p>認定調査員等研修(新規・現任)</p> <p>2024(令和6)年度 451 人 2025(令和7)年度 451 人 2026(令和8)年度 451 人</p> <p>保健師の同行・手話通訳者等の派遣 必要に応じて実施</p>

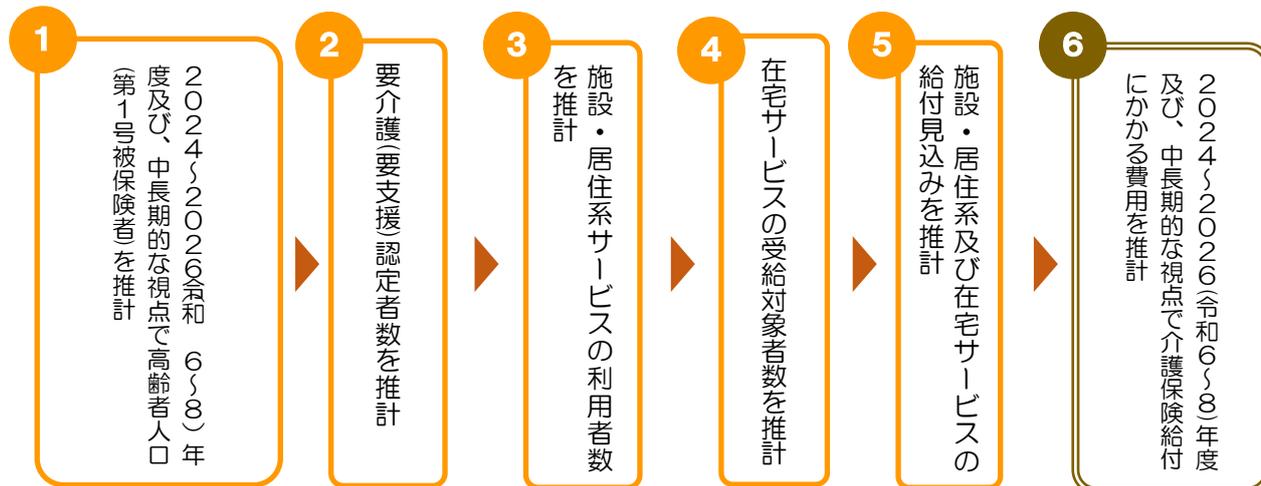
③その他

取組内容	第9期の目標
<p>(介護サービス事業所に対する指導)</p> <p>介護サービス事業所に対する運営指導の一部委託を継続し、運営指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。</p>	<p>運営指導実施率</p> <p>2024(令和6)～2026(令和8)各年度 16.6%以上</p>
<p>(高齢者虐待防止に関する取組の推進)</p> <p>養介護施設従事者等に対しては、集団指導や運営指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組を進めます。</p> <p>また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすもとなりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組を進めます。</p>	<p>虐待防止等に関する研修参加事業所数</p> <p>2024(令和6)年度 6,210 か所 2025(令和7)年度 6,334 か所 2026(令和8)年度 6,461 か所</p>
<p>(福祉・介護人材の育成等)</p> <p>大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組めます。</p> <p>また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。</p>	<p>大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修に対する満足度評価(5段階評価)4以上</p> <p>小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育の実施により、福祉に対する小学生の理解が深まったと感じる小学校教員 80%以上</p>
<p>(介護職員処遇改善加算取得の促進)</p> <p>介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組がより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組めます。</p>	<p>処遇改善加算取得事業所数</p> <p>2024(令和6)年度 4,265 か所 2025(令和7)年度 4,350 か所 2026(令和8)年度 4,437 か所</p> <p>特定処遇改善加算取得事業所数</p> <p>2024(令和6)年度 3,218 か所 2025(令和7)年度 3,282 か所 2026(令和8)年度 3,348 か所</p>

7 介護保険給付に係る費用の見込み等

■介護保険給付に係る費用算定の流れ

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。



①高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を、厚生労働省が示す方法により補正を行い、推計を行いました。

(千人)

	第8期計画期間			第9期計画期間			2030 (令和12) 年度	2040 (令和22) 年度	2050 (令和32) 年度
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度			
高齢化率	25.0%	24.8%	24.8%	24.6%	24.5%	24.7%	25.2%	29.4%	32.0%
高齢者人口 (第1号被保険者数)	685	679	676	674	672	673	679	755	771
前期高齢者	325	308	293	281	270	272	279	371	311
全体に占める割合	47.4%	45.4%	43.3%	41.8%	40.2%	40.4%	41.0%	49.2%	40.4%
後期高齢者	360	371	383	392	401	401	400	383	460
全体に占める割合	52.6%	54.6%	56.7%	58.2%	59.8%	59.6%	59.0%	50.8%	59.6%

(※高齢化率：第1号被保険者数／推計人口（大阪市福祉局の推計による）)

※数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

②要介護（要支援）認定者数の推計

直近1年間における認定者数の伸び率や認定率の高い後期高齢者の増加を見込み認定者数を推計しました。

(人)

	第8期計画期間			第9期計画期間			2030 (令和12) 年度	2040 (令和22) 年度	2050 (令和32) 年度
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度			
認定者数	184,133	184,750	187,233	190,235	193,241	195,168	204,884	209,946	224,860
要支援1	36,923	35,422	34,346	33,107	31,821	30,344	30,626	29,316	33,294
要支援2	26,246	24,531	22,879	21,318	19,700	17,922	17,575	17,539	19,203
要介護1	25,598	27,570	29,925	32,347	34,840	37,187	40,024	40,154	43,883
要介護2	30,334	30,230	30,407	30,769	31,113	31,298	32,770	34,222	36,183
要介護3	23,321	23,586	24,055	24,574	25,098	25,485	27,029	28,387	29,748
要介護4	24,055	25,109	26,697	28,349	30,045	31,569	34,041	36,157	37,511
要介護5	17,656	18,302	18,924	19,771	20,624	21,363	22,819	24,171	25,038
うち第1号被保険者	180,979	181,598	183,986	186,962	189,948	191,880	201,624	207,012	222,134
認定率	26.9%	27.2%	27.7%	28.2%	28.8%	29.0%	30.2%	27.8%	29.2%

※2021(令和3)・2022(令和4)年度・2023(令和5)年度は9月末実績。

③～⑤サービス利用者（受給対象者）数の推計

施設・居住系サービス利用者数については、施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査における利用意向などを踏まえ、必要な利用者数を見込んでいます。

また、在宅サービスの受給対象者数については、要介護（要支援）認定者数から、要介護度ごとに施設・居住系サービスの利用者数を減じ、受給対象者数を推計しました。

(人)

	第8期計画期間			第9期計画期間		
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
施設・居住系サービス利用者数	30,417	30,429	31,993	34,767	35,434	35,685
在宅サービス受給対象者数	153,545	154,051	155,087	155,468	157,807	159,483

※2021(令和3)・2022(令和4)年度・2023(令和5)年度は9月末実績。サービス利用者数は年度平均値。

⑥介護保険給付及び地域支援事業にかかる費用（利用者負担分を除く）の見込み

第9期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しました。

なお、地域支援事業にかかる費用については、2017(平成29)年度以降、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。

第9期介護保険事業計画では、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んでおります。（図表「介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み」、「介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の推移」参照）

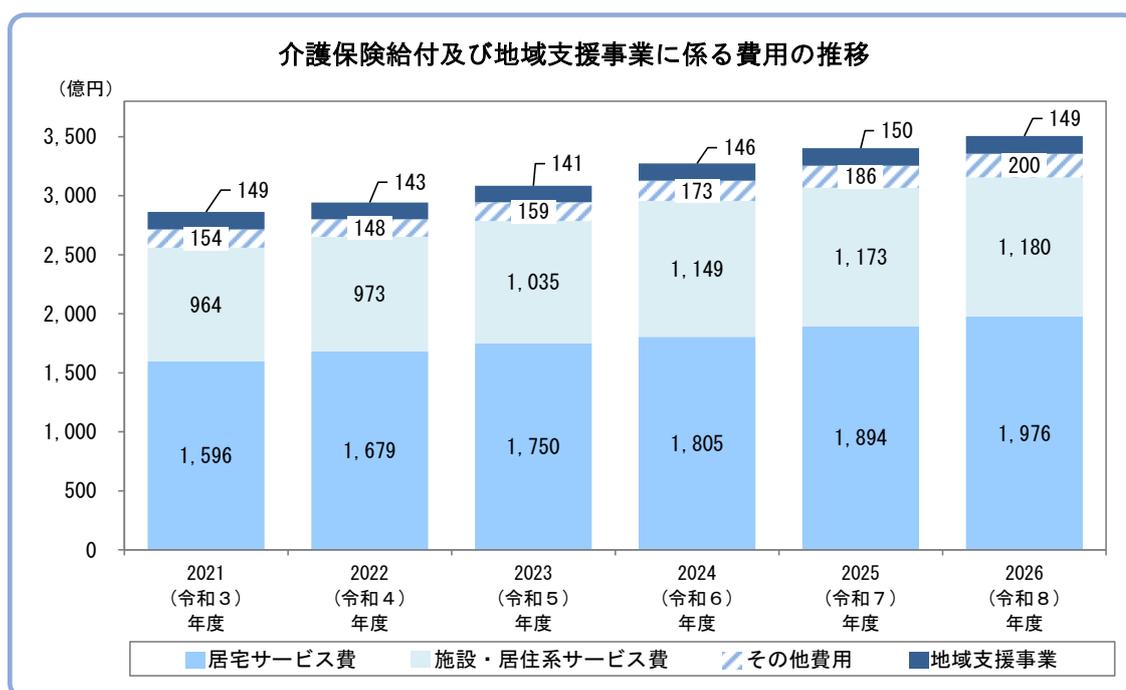
介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

(億円)

	第8期計画期間			第9期計画期間			第9期合計
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	
介護保険給付（計）	2,714	2,800	2,944	3,127	3,253	3,356	9,737
居室サービス費	1,596	1,679	1,750	1,805	1,894	1,976	5,676
施設・居住系サービス費	964	973	1,035	1,149	1,173	1,180	3,501
その他費用	154	148	159	173	186	200	560
地域支援事業（計）	149	143	141	146	150	149	445
総合事業	93	87	83	88	90	90	267
一般介護予防事業	2	2	2	2	2	2	6
包括的支援事業・任意事業	54	54	56	57	58	58	172

※2021(令和3)・2022(令和4)年度は実績。2023(令和5)年度は見込数値。

※数値は1億円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。



■ 保険料段階及び保険料率の設定

保険料段階については、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料段階とするため、第8期介護保険事業計画より15段階の保険料段階としています。

また、保険料率については、平成27年以降、公費の投入による低所得者の保険料軽減が実施されており、第1段階から第4段階の保険料率について、第1段階と第2段階を0.335、第3段階を0.485、第4段階を0.685に、引き続き保険料率を引き下げて設定します。

なお、第9期計画期間において、国の標準段階（現状9段階）の多段階化（高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げ）が実施されることとなり、本市においても保険料率の見直しを行っています。

【保険料段階及び保険料率】

第9期介護保険事業運営期間			段階別加入割合 (累計)
段階	保険料率	基準所得金額	
第1	0.335	生活保護の受給者等	10.6% (10.6%)
第2	0.335	本人が市町村民税非課税	20.0% (30.6%)
第3	0.485		10.6% (41.2%)
第4	0.685		9.9% (51.1%)
第5	0.85		8.0% (59.1%)
第6 (基準額)	1.00		7.9% (67.0%)
第7	1.10	本人が市町村民税課税	12.4% (79.4%)
第8	1.25		9.2% (88.6%)
第9	1.50		5.0% (93.6%)
第10	1.75		2.3% (95.9%)
第11	2.00		1.2% (97.1%)
第12	2.20		0.6% (97.7%)
第13	2.40		0.4% (98.1%)
第14	2.60		0.7% (98.8%)
第15	3.00		1.2% (100.0%)

※基準所得金額（保険料段階判定の基準となる所得金額）

本人が市町村民税非課税	公的年金等の収入金額＋【合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）】－公的年金等所得
本人が市町村民税課税	合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）

■保険料の算定

「⑥介護保険給付及び地域支援事業にかかる費用の見込み」で算出した2024(令和6)年度から2026(令和8)年度の費用額に基づき、第1号被保険者の介護保険料基準額(第6段階)を算定しますと、月額9,249円(現行月額8,094円)となります。

第9期介護保険事業計画については、後期高齢者数の増加により要介護認定者数が増えることにより、介護サービス給付費の増加が見込まれ、1,523円の上昇となりますが、介護給付費準備基金の取崩しにより、▲368円を引き下げ、第8期介護保険事業計画と比べ、1,155円、14.3%の上昇となっています。

※将来の給付費等にかかる費用額を現状の給付費等の伸び率による自然体で推計したところ、2040(令和22)年度は約3,900億円となり、それを基に保険料基準額を試算すると、月額は9,900円程度となります。

8 施策の推進体制

■ 市民等の意見反映のための体制

被保険者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」では、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見反映に努めています。

■ 施策推進のための体制

全庁的な組織である「大阪市高齢者施策連絡会議」では、高齢者施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図るとともに、計画の進捗管理を行います。

この計画に基づき高齢者施策を進めるにあたっては、引き続き、課題解決に向けて必要な情報・資料の収集・分析、ニーズや実態把握のための調査・分析等を行いながら取り組んでいきます。計画の進捗状況は「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」へ報告し、委員の意見などを踏まえ、効果的・効率的な高齢者施策の推進へつなげます。

また、「大阪市地域密着型サービス運営委員会」や「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、適正な運営、公平・中立性の確保を図ります。

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

〔概要版〕

2024（令和6）年3月

発行：大阪市福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課	電話(06)6208-8026 FAX(06)6202-6964
	高齢者施策部	介護保険課	電話(06)6208-8028 FAX(06)6202-6964

〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号